

第18期

第36回

# 総会議事録

令和3年3月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年3月18日(木)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	出席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	出席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼農業振興係長】 遠 藤 満

【農業振興係主任】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇

【農地調整係主任】 遠 藤 千 秋

【農業振興係主査】 兼 子 奈 穂

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時10分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

---

署名人

中尾 一明

---

署名人

細山 文昭

---

事務局	<p>ただいまより、第36回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>東京都なども21日に緊急事態宣言も解除される見込みとはなりましたが、なかなか終息には至りません。</p> <p>郡山でも病院関係のクラスターが発生しております</p> <p>4月からワクチン接種が始まるとの話ではありますが、くれぐれも十分気を付けてください。</p> <p>皆様も春先の忙しい時期でしょうが体には十分お気を付けてください。</p> <p>食料を生産することはどれだけ価格が安くても重要なことです。</p> <p>どうか田畑を荒らさず耕作するようよろしく願いいたします。</p> <p>お体のほうご自愛ください。</p> <p>今月もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第 2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 中尾 一明 委員</p> <p>13番 細山 文昭 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて</p>

	事務局から説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条 2番取り下げになりました。 追加議案として第8号 郡山市農業委員会規程の一部改正についてを提出します。
議長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番と3番、4番の3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求める。
事務局	1番と3番、4番の3件について、調査の結果を報告いたします。 まず1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。  次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、4番との交換です。 受け人が農作業に従事します。  次に4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、3番との交換です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。  これらの農地について、現地調査をいたしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	1番と3番、4番の 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と3番、4番の 3件について 許可と決します。  次に5番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、委員が受け人 なっていますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する。)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、二人の息子、母親が農作業に従事します。  この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
議 長	次に6番 1件について付議いたします。

	小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	<p>6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 3月11日に現地調査及び聞き取り調査を行いました。 申請地は現在水田として管理されており、 今後も水田として耕作する予定です。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、わたくしが受け人 なっていますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の 議事参与の制限に該当しますので、議長を交代して退席をします。</p>
	(会長が退席する。)
佐久間職代	<p>議長交代いたしました。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 3月13日に現地調査及び聞き取り調査を行いました。</p>

	<p>現在は水田として適正に管理されています。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
佐久間職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
佐久間職代	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
佐久間職代	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する)
佐久間職代	<p>議長交代いたします。</p>
	(新田会長に代わる)
議 長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、8番と9番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番と9番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず8番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の親から子への使用貸借です。 使用借人と妻、両親及び息子が農作業に従事します。</p> <p>次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p>



	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>8番と9番の 2件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の 2件について  許可と決めます。</p> <p>次に10番と11番の 2件について付議いたします。  藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>10番と11番の 2件について調査の結果をご報告いたします。  受け人同一のためまとめて報告いたします。  渡し人、受け人、貸し人、借り人及び土地の表示は、  記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  3月9日に事前審査会を行いました。  また3月1日、3日に現地調査及び聞き取り調査を行いました。  6筆全てが適正に管理されており、  今後の適正な管理も確約しています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番と11番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番と11番の 2件について 許可と決します。  次に12番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	12番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 渡し人の息子は定年退職しましたが、 再就職して農業を継ぐ意思は無く、また受け人は一昨年前の水害で トラクターを新しくする補助金を受けるための面積が不足していた 事から渡し人から土地を借りていた間柄です。 受け人がさらに経営を拡大したいとのことであるため 今回の申請に至りました。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 敏幸委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農作業所の建設です。</p> <p>農地の区分は、農振農用地と判断しました。</p> <p>3月18日に自宅にてお話を伺いました。</p> <p>国道294号のバイパス建設に伴い、現在使用している作業所を解体することになったため付近に新しく設置するものです。</p> <p>以上、1番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>

議 長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は分家住宅の建築です。 農地の区分は第1種農地として判断しました。 3月8日に聞き取り調査を行いました。 借り人は貸し人の娘と娘の旦那です。 現在市内の借家に事務所兼住宅として居住しておりますが、 居住空間が狭いことから今回の申請に至りました。</p> <p>以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に 係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の 日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために 行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p>

	<p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に2番と3番の 2件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は農家住宅です。 農地の区分は第1種農地として判断しました。 西が宅地で南は県道です。 東は水田ですが、高さは確保されています。 汚水については合併浄化槽で処理したのちに北側に排水します。 申請目的実現の可能性にも問題はありません。</p> <p>次に3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は排水路埋設のための一時転用です。 2番の農家住宅の合併浄化槽用の排水管を 埋設するための一時転用です。 こちらも特に問題ありません。</p> <p>以上2番 3番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。</p>

	<p>まず2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番同様です。</p> <p>次に3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 2番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められる 一時転用です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番と3番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について、 許可と決します。</p> <p>次に4番1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>4番1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電設備のための工事用道路及び資材置場です。 農地の区分は農振農用地として判断しました。</p>

	<p>各種行政手続きも問題なく進んでおり、 貸し人全員及び耕作者の同意書も添付されております。</p> <p>以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 4条 1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は 第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が 30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>

黒澤 大吉 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。  転用の目的は農家住宅の建築です。  農地の区分は第1種農地として判断しました。  6月に農業開始をされた方で、現在実家に4家族が居住していますが手狭であり子供も生まれたことから申請したものです。  実家近接の土地になります。</p> <p>以上5番 1件については、  農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、  許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。  「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、第1農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで  1番同様です。  許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、  1番同様です。  その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、  許可と決めます。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。  岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。



	<p>転用の目的は牛舎等の建設です。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p> <p>3月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申請人は親子の関係で、和牛の飼育を行っていますが今後仔牛を増やすために新たな牛舎等を設けて経営拡大を図るものです。</p> <p>以上6番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で4条 1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-bで、4条 1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	6番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は資料置場とその進入路です。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p>

	<p>畜産業を営んでおり、数年前から申請地を畜舎への入り口として使用してしまっていたため是正のため申請するもので、 顛末書も添付されております。</p> <p>以上7番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-bで、 4条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決めます。 以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。 1番から25番までの 25件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	<p>1番から25番までの、 11件の農用地利用集積計画につきましては、 使用収益権設定17件、所有権移転8件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から25番までの 25件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から25番までの 25件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。  続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番と2番の 2件について 付議いたします。 村上 晃一委員の調査報告を求めます。</p>
村上 晃一 委員	<p>1番と2番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 2月19日に現地を調査しました。 どちらも雑木林になって手が付けられない状態で 農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に3番と4番の2件について 付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>まず3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 3月2日に現地を調査しました。 現地は山林に囲まれた農地で、十数年前から猪の被害に遭っており そのころから耕作放棄地となり、現在では雑木等が生い茂り 農地への復元は困難です。</p> <p>続きまして4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 申請目的は地目変更のためです。 3月2日に現地を調査しました。 二十数年前から耕作されておらず、 雑木が生い茂っており農地への復元は困難です。 いずれも周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番と4番の2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に5番 1件について 付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。</p>

	<p>3月2日に現地を調査しました。</p> <p>雑木が生い茂り山林化してしまっていて農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>次に議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の指定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。</p> <p>空き家は売買または一括売買を希望するとのことで空き家バンクに登録されているものです。</p> <p>農地は宅地周辺の100m以内に存在し、当該売買において周辺農地の効率的な営農に支障は与えません。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱第5条各号の事項をすべて満たしているため、別段の面積を適用することは相当と考えます。</p>
議長	<p>ただいまの報告についてご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>次に議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、次のとおりお諮りいたします。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>資料の「議案第7号 別紙1」をご覧ください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、去る2月17日、第35回月例総会において郡山市農林部よりご説明申し上げましたとおりです。</p> <p>本日の資料であります「別紙1」には今回対象となっております農地が全件掲載されており、先月お配りした資料が各委員の皆様が担当されている地区の航空写真を抜粋したものとなっております。</p> <p>対象農地につきましては、平成31年4月26日付けで行った農業振興地域整備計画の総合見直しを再点検した事により判明した修正箇所となります。</p> <p>属性は「別紙1」にありますとおり、別添1のリストが集団性を備えるため農用地域に編入する地区、別添2が集団性を備えない農地など、農用地域に指定する要件を満たさないため、農用地域から除外する地区、別添3が総合見直し時、編入リストへの記載なしに編入していた地番について編入リストを再公告する地区、別添4が総合見直し時、除外リストへの記載なしに除外していた地番について除外リストを再公告する地区です。</p> <p>別添1及び2の農地については、現在の青地リスト及び図面の内容を変更いたします。</p> <p>別添3及び4の農地については、リスト、図面ともに変更ございません。</p>
議 長	<p>それでは各委員のご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(意見交換を経て)</p>
議 長	<p>他に、ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p>

	原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>次に追加議案第8号「郡山市農業委員会規程の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>郡山市農業既定の一部改正について次の通りお諮りいたします。</p> <p>令和3年3月18日提出 郡山市農業委員会規定 (平成29年郡山市農業委員会規定第4号)の一部を次のように改正</p> <p>第7条 事務局に次に掲げる係を設置する。</p> <p>改正前 農業振興係 改正後 農業振興・農業法人係</p> <p>また各係の事務分掌について8番目に 「農業法人の支援に関すること」を追加するものです。</p> <p>この規定は令和3年4月1日から施行します。</p> <p>提案要旨は農地所有適格法人等の報告指導と一体的な取組みにより農業経営の法人化安定化を推進するため農業振興係の改称及び事務分掌の追加を行うものです。</p>
議 長	<p>それでは各委員のご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(意見交換を経て)</p>
議 長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から5番までの 5件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p>

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から28番までの28件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

次のとおり1番と2番の2件について通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり1番と2番の2件について郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理したので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「農地等の競落について」

次のとおり1番1件について先に適格と決し、農地等の買受適格証明書を交付した競落者から売却調書の提出があり農地法第3条第1項の規定により許可書を交付したので報告する。

報告第5号を終わります。

ただいまの第1号から第5号までの報告についてご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。  
その他ございませんか。

事務局

令和3年郡山市農業委員会基本方針(案)について説明いたします。  
先日まで寄せていただいた意見を基に作成いたしました。



ご意見等ございましたら4月5日までに事務局までにお知らせいただきますようお願いいたします。

事業計画予定、総会日程も記載されております。

また、数値データにつきましては3月31日時点の最新のものに差し替える予定であります。

事務局

平成29年度からの実績及び令和3年度目標について、集約化、遊休農地解消等の目標、実績数値について配布させていただきました。

数値は令和2年度がまだ中途ですので暫定となります。

また昨年10月の月例総会の際上半期の人・農地プランについて現在50地区と報告させていただきましたが、今年3月の2度目の検討会について追加で3件のプランが作成されて、合計53地区で作成されました 遊休農地の再生事業についてですが、昨年5月の月例総会にて県のほうで遊休農地再生事業の募集がある旨説明しましたが、令和3年度も同様の事業があります。

3月26日から募集開始とのことで、昨年夏ごろから皆様の地区で行いたいとの声が上がっておりますので、早めにこちらか農業政策課にご相談ください。

基本方針案の書類について、地域農業者等からの主な要望意見及び対処内容についてですが、こちら主にパブコメ等の意見を載せるものではありませんが皆さまの相談回答で吸い上げた意見についても記載を試みたいと思います。

事務局

令和3年度3月定例会につきまして、3月1日の一般質問にて三瓶議員より（仮称）郡山市農業法人連絡会設立と地域農業問題について、設立の経緯につき質問があり会長が答弁いたしました。

また3月3日の一般質問にて渡部議員より新しい生活様式関連の質問があり農地に太陽光発電を設置したことによる周辺への影響について質問がありこちらも会長が答弁いたしました。

詳細については配布資料をご覧ください。

また農業委員会だよりのコンクールについてですが、昨年7月に発行した農業委員会だよりが全国のコンクールで優秀賞を受賞いたしました。

ご協力ありがとうございました。

次回からは最優秀賞を狙っていただきたいので皆様のますますのご協力をお願いいたします。

事務局	<p>農業法人の連絡会について、支援事業概要をまとめた資料を配布いたしました。</p> <p>定例会で無事可決され予算もつきました。</p> <p>連絡会について市内の55法人のうちいま現在では32法人が入会の申し込みを行っております。</p> <p>2月19日に農業法人連絡会設立説明会を行いました。</p> <p>今後の5月下旬の設立総会及び講演会が次の大きな行事になりますので着々と準備の方進めていきます。</p> <p>皆様よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>農業委員推進委員の応募締め切りは25日です。</p> <p>各地区の農業委員さん中心に</p> <p>様々な提案の方よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第36回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第36回総会（令和3年3月18日開催）の概要

### 第3条 農地の異動は

12件で、田 33, 135㎡ 畑 3, 350㎡ でした。

### 第4条 農地転用は

1件で、農作業所1件でした。

### 第5条 農地転用は

7件で、農家住宅2件、分家住宅1件、排水路埋設のための一時転用1件  
工事用道路及び資材置き場等1件、牛舎等1件、資料置き場進入路1件  
でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、空き家に付随した農地にかかる別段面積の指定、農業振興地域整備計画の変更にかかる意見、郡山市農業委員会既定の一部改正についてがありました。